

平成31年第2回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成30年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
「損害賠償の額の決定について」
- 第 5 議案第 2号 羽幌町就学前子育て支援審議会条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 4号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 平成30年度羽幌町一般会計予算（9号）
- 第 9 議案第10号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第10 議案第11号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第11 議案第12号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第13号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第14号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第14 議案第 3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第 5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第 6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第 7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第15号 平成31年度羽幌町一般会計予算
- 第19 議案第16号 平成31年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 議案第17号 平成31年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
- 第21 議案第18号 平成31年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
- 第22 議案第19号 平成31年度羽幌町下水道事業特別会計予算
- 第23 議案第20号 平成31年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
- 第24 議案第21号 平成31年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
- 第25 議案第22号 平成31年度羽幌町水道事業会計予算
- 第26 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（10名）

1番	村田定人君	2番	金木直文君
3番	阿部和也君	4番	船本秀雄君
5番	小寺光一君	7番	平山美知子君
8番	磯野直君	9番	逢坂照雄君
10番	寺沢孝毅君	11番	熊谷俊幸君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	駒井久晃君
副町長	今村裕之君
教育長	山口芳徳君
監査委員	鈴木典生君
農業委員会会長	高見忠芳君
会計管理者	熊木良美君
総務課長 兼電算共同化 推進室長	飯作昌巳君
総務課総務係長	山田太志君
総務課職員係長	門間憲一君
地域振興課長	酒井峰高君
財務課長	大平良治君
財務課主幹 兼財政係長 管財係長	清水聡志君
財務課経理係長	越谷弘和君
財務課税務係長	山川恵生君
町民課長兼住宅係長	室谷眞二君
町民課総合受付係長	蟻戸貴之君
町民課環境衛生係長	田中康裕君
町民課住宅係主査	村上雄也君
福祉課長	木村和美君
福祉課社会福祉係長	竹内雅彦君
福祉課子ども係長	木村謙彦君
福祉課国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	豊島明彦君

健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課介護保険係長	金丸貴典君
建設課長	敦賀哲也君
建設課主任技師兼建築係長	石川隆一君
建設課主任技師兼土木港湾係長	笹浪満君
建設課主幹兼地籍調査係長	上田章裕君
建設課管理係長	宇野延仁君
建設課土木港湾係主査	山平博久君
上下水道課長	宮崎寧大君
上下水道課主任技師兼業務係長	吉田吉信君
上下水道課管理係長	逢坂信吾君
上下水道課業務係主査	小笠原聡君
農林水産課長	鈴木繁君
農林水産課農政係長	更科信輔君
農林水産課水産林務係長	木村康治君
商工観光課長	高橋伸君
商工観光課観光振興係長	富樫潤君
商工観光課商工労働係長	大西将樹君
天売支所長	金子伸二君
焼尻支所長	熊谷裕治君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	春日井征輝君
学校管理課総務係長	近藤優樹君
学校管理課学校教育係長	藤井延佳君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	渡辺博樹君
社会教育課社会教育係長	高橋司君
学校給食センター主査	宮嶋真奈美君
農業委員会事務局長	伊藤雅紀君
選挙管理委員会事務局長	飯作昌巳君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井上 顕君
総務係長	杉野 浩君
書記	土清水 彬君

◎開議の宣告

○議長（熊谷俊幸君） これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（熊谷俊幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

3番 阿部和也君 4番 船本秀雄君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（熊谷俊幸君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席並びに遅刻届けはありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第3、報告第1号 平成30年度定期監査報告についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、鈴木典生君。

○代表監査委員（鈴木典生君） ただいま議題となりました平成30年度定期監査報告（第3次）について内容のご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

1 ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成31年1月21日から1月24日までのうち3日間にわたりまして、農業委員会、農林水産課、商工観光課、上下水道課、建設課の5機関を対象に、船本監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項であります。財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努められたものと認められました。

主な内容につきまして、次のとおり報告いたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計68件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は合計で138人となっております。

(3)の契約状況は説明を省略させていただきます。

3ページをごらん願います。農林水産課について申し上げます。(1)の農林水産業振興事業補助金交付状況では、合計件数は42件で、補助金額は2億1,236万1,192円であり、交付済み額は1億9,570万9,464円となっております。

(2)、契約状況の①、物品購入・修繕から、次のページの③、工事請負費までにつきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

次の(3)、漁村環境改善総合センター利用状況につきましてもごらんのとおりとなっております。説明は省略させていただきます。

5ページをごらん願います。(4)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計524頭で、前年同期と比較し36頭の減となっております。内容は記載のとおりでございます。

次に、6ページをお開き願います。商工観光課について申し上げます。(1)、資金融資利用状況の中小企業特別融資利用状況につきましては、金融機関の融資限度額7億円に対しまして利用件数は合計73件、融資残額は3億4,366万1,000円で、利用率は49.09%となっております。

(2)、契約状況につきましてはごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

7ページをごらん願います。(3)、ハートタウンはぼろ収支状況であります。収入2,673万3,675円、支出2,555万8,481円で、収入から支出額を差し引いた形式収支は117万5,194円となっております。

次の(4)、焼尻発電所運転保守業務受託事業については、保守業務委託の契約金額は4,498万9,560円であります。なお、営業・配電事業及び諸費用につきましては実績精算額となっており、収入済額の合計は3,713万4,271円であります。

(5)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は58件で、内訳は労働関係2件、商工関係28件、観光関係28件で補助金額の合計は6,145万4,498円で、交付済額は5,093万4,681円となっております。

8ページをお開き願います。(6)、観光施設等入り込み状況では、昨年度同期と比較し2万5,790人増の18万1,487人となっております。

(7)、観光イベント入り込み状況は記載のとおりでございますので、ごらんをいただき、説明は省略させていただきます。

9ページをごらん願います。建設課について申し上げます。建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において、土木に

つきましては前年度より2億3,073万4,440円増加し、4億805万6,400円となっております。これは、主として平成30年、31年の継続事業であります産業廃棄物埋め立て処分場建設工事の30年度分、1億4,571万3,600円の増によるものであります。建築におきましては、前年度より7億5,272万8,800円減少し、1億6,452万8,000円となっております。これにつきましては平成28年、29年度の継続事業であります羽幌小学校改築工事の平成29年度分、5億674万9,000円が減少したことなどによるものであります。また、災害では昨年度と比較すると29年災の二股沢川災害復旧工事6件、5,142万9,600円の減等により395万2,800円となっております。

次の10ページをお開き願います。(2)、道路占用許可状況は、説明を省略させていただきます。

(3)、建築確認申請状況であります。12月末現在の新築及び増築合わせた件数は10件で、現時点におきましては表の右下、増減欄で新築は11件の減、増築は2件減、合計で13件の減となっております。

11ページをごらん願います。(4)、町道舗装整備状況につきましては、実延長、舗装延長及び舗装率につきましては、前年度との変更はありません。

(5)、町道除雪計画であります。道路、歩道延長及び除雪委託延長も、前年度からの変更はありません。

12ページをお開き願います。上下水道課について申し上げます。1の上水道事業、(1)、契約状況であります。内容は記載のとおりでございますが、③、工事請負において前年度より1億1,792万5,200円増加し、1億5,783万1,200円となっております。これは、平成29年、30年度の継続事業であります浄水場整備更新工事の平成30年度分が1億1,961万9,000円で、前年度工事費と比較し、9,433万8,000円の増加となったことなどによるものであります。

次の13ページ、2の下水道事業、(1)、契約状況の③、工事請負費につきましては、前年度より8,609万9,000円が減少し、1,817万6,400円となっております。これは、主に平成28年度、29年度の継続事業であります羽幌浄化センター監視制御設備更新工事の完了により8,032万1,000円が減となったことによるものであります。

14ページをお開き願います。(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の次の平成14年度から30年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較しますと52戸増加し90戸で、累計では2,010戸となっております。②、資金あっせん状況では、30年度における12月末現在での貸し付けは1件、45万円で、累計では34件、貸付金額の総額は2,354万円となっております。次の15ページをごらん願います。③、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は30件で、補助金交付額は595万円となって

おります。

次に、3、簡易水道事業の（1）、契約状況につきましては、内容は記載のとおりでありますので、ごらんをいただき、説明は省略をさせていただきます。

以上で平成30年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成30年度定期監査報告については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第2号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について「損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

学校管理課長、春日井征輝君。

○学校管理課長（春日井征輝君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告につきましてその内容をご説明いたします。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

理由についてでございますが、議会において指定されている和解及び損害賠償の額の決定について、別紙のとおり専決処分したので報告するものであります。

次のページをお開きください。専決処分書となっております。

処分事項につきましては、損害賠償の額の決定についてでございます。

内容につきましては、記載のとおり支払い遅延に係る賠償金として金2,700円を支払うものとなっております。

次のページをお開きください。同様の専決処分書となっております。処分事項につきましては、損害賠償の額の決定についてでございます。

内容につきましては、記載のとおり支払い遅延に係る賠償金として金1,200円を支払うものとなっております。

今後このようなことが起きないように管理及び指導の徹底に努めてまいります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから報告第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため、承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎議案第2号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第5、議案第2号 羽幌町就学前子育て支援審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） ただいま上程されました議案第2号 羽幌町就学前子育て支援審議会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明申し上げます。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、羽幌町就学前子育て支援審議会の組織委員の委嘱する要件について、現状に合った町内児童関係施設や団体の状況に合わせ改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。羽幌町就学前子育て支援審議会条例の一部を改正する条例。

羽幌町就学前子育て支援審議会条例（平成24年羽幌町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙に配付しております資料、羽幌町就学前子育て支援審議会条例新旧対照表をごらん願います。

この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正箇所を下線を引いて表示しております。

第3条第2項第1号の幼稚園及び第2号の保育園につきましては、現在町内にある各施設の根拠法令で規定する文言にそれぞれ改めるものであります。

次に、3号以下をそれぞれ1号ずつ繰り下げ、新たに5号となる評議員を現状の後継組織である学校運営協議会に改め、新たな3号として町内では留守家庭児童会に当たる児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業を行う施設及び保護者の代表者を加えるものであります。

ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 羽幌町就学前子育て支援審議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第6、議案第4号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長（豊島明彦君） ただいま上程されました議案第4号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案理由につきましては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の改正により、主任介護支援員専門員の資格更新制が導入されたことに伴い、条例に定める主任介護支援専門員の規定を見直すため改正しようとするものであります。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所を下線を引いて表示しております。

第1条は、当該条例の趣旨について規定しておりますが、介護保険法の改正により引用する条項が変更となることから改正をしております。

次に、第3条第1項第3号は、従前は一度取得すると終身となっておりました主任介護支援専門員の資格が介護保険法施行規則の改正により資格更新制となりましたことから、当該条例で定める主任介護支援専門員の規定を改正しております。

それでは、改正する条文を朗読させていただきます。議案のほうに移っていただきたいと思ひます。

羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例（平成27年羽幌町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を終了した者」を「第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 羽幌町地域包括支援センターの基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第7、議案第8号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第8号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容についてご説明いたします。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、学校教育法の一部を改正する法律及び技術士法施行規則の一部を改正する省令により、平成31年4月1日から専門職大学が創設されること、これ

に加え技術士の専門科目が変更となりますことから、資格基準の規定を整備するものでございます。

次のページをお開き願います。羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例。

羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成25年羽幌町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、別途お配りしております資料によりご説明いたしますので、ごらんをいただきたいと思っております。

まず、改正理由の1つ目としまして学校教育法の一部改正ということで、新たな高等教育機関となる専門職大学の課程につきましては、前期課程（2年または3年）及び後期課程（2年または1年）に区分されまして、前期課程を修了した者につきましては、従前から資格要件となっております短期大学の卒業と同様の教育水準を達成したものとみなされまして、短期大学士相当の学位が授与されるものとなります。

このことから、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすよう所要の改正を行うものでございます。

次に、2つ目としまして技術士法施行規則の一部改正ということで、技術士試験、第2次試験の専門科目につきましては、これまで20部門96科目でありましたが、20部門69科目に集約されるものでございます。このため、上下水道部門の水道環境という科目が上下水道及び工業用水道に統合されますことから、統合前に取得した科目につきましても、引き続き資格要件を満たすものとしまして経過措置を定めるものでございます。

なお、本条例の施行期日につきましては、平成31年4月1日としております。

以上の説明をもちまして、改正条文の朗読を省略させていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） これから議案第8号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第14号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第8、議案第9号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第9、議案第10号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第10、議案第11号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第12号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）、日程第12、議案第13号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第14号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算（第2号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億9,406万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ63億8,425万5,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出についてその主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費において財政調整基金積立金1,699万8,000円の増額は、地方財政法の規定に基づき前年度余剰金の2分の1を下回らない額を積み立てるものであります。同じく企画費において、民放ラジオ中継局運営負担金1,789万2,000円の減額は、放送機器更新工事に対し、道補助金が採択されたことに伴い、構成町村の負担金が減額となったものであります。

次に、4款衛生費、塵芥処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金1,989万3,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定などによるものであります。

次に、9款消防費において北留萌消防組合負担金1,335万1,000円の減額は、同組合における前年度繰越額の確定や器具置き場建てかえ事業の未実施によるものであります。

次に、10款教育費、高等学校費、教育振興費において設計委託料1,289万2,000円の減額は、天売複合化施設建設に係る基本設計について平成31年度に実施することといたしましたことから全額減額するものであります。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。9款地方交付税において普通地方交付税4,951万円の増額は、普通地方交付税の交付額決定によるものであります。

次に、16款寄附金においてまちづくり応援寄附金600万円の増額は、まちづくり応援寄附金の増額見込みから教育費寄附金500万円の増額は、教育目的での寄附を受けたことによるものであります。

次に、17款繰入金において財政調整基金繰入金2,952万2,000円の減額は、

収支見込みから減額するものであります。

このほか国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業の確定による減額及び増額となっております。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ1億4,589万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,284万1,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において職員人件費246万8,000円の減額は職員の人事異動等によるものであり、国保連合会負担金5万円の増額は、国保総合システムの改修に係る負担金であります。全額道支出金で賄われます。

次に、2款保険給付費、一般被保険者療養諸費において負担金補助及び交付金1億6,963万2,000円の減額は、一般被保険者に係る療養給付費負担金及び高額療養費の減額見込みによるものであります。同じく退職被保険者等療養諸費において負担金補助及び交付金1,480万4,000円の減額は、退職被保険者等に係る療養給付金負担金及び高額療養費の減額見込みによるものであります。

次に、3款国民健康保険事業費納付金において、負担金補助及び交付金124万3,000円の減額は、退職被保険者に係る事業費納付金の減額見込みによるものであります。

次に、4款保健事業費、保健活動費においてがん検診委託料73万7,000円の減額は、がん検診受診者数の実績見込みによるものであります。

次に、5款諸支出金において療養給付費等負担金返還金4,261万1,000円、特定健康診査・保健指導負担金精算還付金32万6,000円の各増額は、過年度分に係る額の確定に伴う還付金であります。歳入につきましては、各経費の確定などに伴い特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては保険基盤安定負担金等の決定により増額しております。

次に、介護保険事業特別会計の補正について申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,651万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,783万7,000円とするものであります。

補正をいたします内容を勘定別にご説明申し上げます。保険事業勘定の歳出で1款総務費、一般管理費において52万2,000円の減額は決算見込みによる人件費の減額であります。同じく認定調査費において手数料80万円の減額は、主治医意見書作成数の減少によるものであります。

次に、2款保険給付費において負担金補助及び交付金5,861万2,000円の増額は、介護サービス利用料等の増加によるものであります。

次に、3款地域支援事業費、介護予防・日常生活支援総合事業費において介護予防事業負担金400万1,000円の減額は、介護予防・生活支援サービス利用者数の減少によるものであります。

同じく包括的支援事業・任意事業費において介護予防事業委託料138万円9,000

円の減額は、焼尻地区における包括支援センター運営事業について事業従事者の確保が6月となり、事業委託についても6月開始となったことから未執行分を減額するものであります。

次に、サービス事業勘定の歳出1款総務費において一般管理業務経費104万6,000円の減額は、職員の異動による人件費の減額であります。

次に、2款事業費、居宅サービス事業において修繕料93万2,000円の減額は、デイサービスセンターにおいて予定していた浴室タイルの修繕について、平成31年度に予定している改修事業と一括実施とすることによるものであります。同じく居宅介護支援事業において介護相談員報酬341万2,000円の減額は、嘱託職員3名の配置を予定しておりましたが、応募者が2名のみとなったことと、内1名の勤務条件変更によるものであります。

歳入につきましては、事業費の実施見込みにより特定財源を増減したほか、一般会計繰入金につきましては勘定ごとに過不足分を増減しております。

次に、下水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ890万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,872万3,000円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費、一般管理費において下水道管理システム業務委託料は17万5,000円、消費税及び地方消費税17万9,000円の各減額はそれぞれ額の確定によるものであります。

同じく、施設管理費において下水汚泥廃棄物処理業務委託料105万円、下水汚泥運搬業務委託料45万円の各減額は、執行見込みによるものであります。

次に、2款事業費、下水道建設費において委託料22万4,000円、工事請負費482万4,000円、補償補填及び賠償金200万円の各減額は事業の完了によるものであります。

歳入につきましては、有収水量の減少に伴う下水道使用料の減額のほか、額の確定に伴う前年度繰越金や、し尿処理事業負担金の増額、事業費の確定等により一般会計繰入金及び町債を減額しております。

次に、簡易水道事業特別会計の補正についてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ82万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,840万円とするものであります。

補正をいたします内容は、歳出で1款簡易水道費、水道維持費において旅費23万8,000円、役務費30万円、委託料28万3,000円の各減額はそれぞれ予定していた事業の完了に伴うものでございます。

歳入につきましては、使用水量の減少に伴う水道使用料の減額、額の確定に伴う前年度繰越金の増額、事業費の確定等により一般会計繰入金を減額しております。

続きまして、水道事業会計の補正についてご説明申し上げます。収益的収入及び支出に

において第1款水道事業費、第1項営業費用で79万3,000円の増額は、浄水場電気料において予算の不足が見込まれるためのもので、予算の総額を2億1,099万5,000円とするものであります。なお、資本的収入及び支出については補正はございません。

以上が今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、財務課長から説明を求めます。

財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） それでは、私から内容をご説明申し上げます。

議案集（別冊）の一般会計5ページをお開き願います。第2表、継続費補正であります。武道館建てかえ事業について入札執行により事業費総額及び平成31年度の年割額を変更するものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正であります。羽幌町保育士修学資金貸与につきましては貸付期間が2年以内となっており、当初予算案提出時に本年度の貸付予定額とともに債務負担行為につきましてもあわせて提出すべきところ漏れておりましたので、追加をさせていただきます。

21ページをお開き願います。1款議会費において費用弁償50万円の減額は、執行見込みによるものであります。議員報酬117万円、議員期末手当44万3,000円の各減額は議員1名の辞職などによるものであります。

22ページをお開き願います。2款総務費、一般管理費において功労・功績等授章祝賀会補助金16万6,000円、姉妹都市・友好町村交流事業補助金10万5,000円の各減額はそれぞれ事業完了によるものであります。同じく財産管理費において町有施設解体工事請負費159万1,000の減額は入札執行によるものであります。同じく企画費において手数料53万円の増額は、各種システムを利用したまちづくり応援寄附金納付者の増加によるものであり、まちづくり応援基金積立金600万円の増額は、まちづくり応援基金寄附金額の増額見込みによるものであります。また、神奈川県海老名市との交流事業に対し、道補助金が採択されたことから財源更正を行っております。同じく戸籍住民基本台帳費において通知カード・個人番号カード事務委託事業交付金76万6,000円の減額はカード発行枚数の減少見込みによるものであり、留萌地域戸籍業務電算共同化事業負担金66万円の減額は共同戸籍業務電算システム更新費用の減額により構成町村の負担額が減額になったものであります。

24ページをお開き願います。町長選挙費において102万5,000円の減額は、選挙事務完了によるものであります。

次に、3款民生費、社会福祉費において報酬283万4,000円の減額は、民生委員推薦会委員報酬及び障害者自立支援市町村審査会委員報酬については、推薦会及び審査会の未開催によるものであり、保育士嘱託報酬については子ども発達支援センターへの嘱託保育士8名の配置を予定しておりましたが、7名にとどまったことから1名分を減額する

ものであります。障害福祉サービス扶助費1,355万4,000円、障がい児通所給付費393万8,000円の増額は、いずれも利用増によるものであります。国民健康保険事業特別会計繰出金530万8,000円の増額は、保険基盤安定負担金等の決定によるものであります。同じく介護福祉費において老人福祉施設措置費257万5,000円の減額は、老人福祉施設入所者数の減によるものであり、介護保険事業特別会計繰出金11万4,000円の減額は、職員人件費の減額などによるものであります。

26ページをお開き願います。児童福祉費において施設型給付費負担金1,415万9,000円の減額は、施設利用者数の減少によるものであります。愛ランド・サフォーク「夢のフトン」作成業務委託料32万1,000円の減額は、作成必要量の減によるものであります。シングルペアレント移住雇用マッチング事業105万6,000円の減額は、事業完了等に伴い各経費を減額しております。

保育士修学資金貸付金75万円の減額は、貸付実施者数が予定数を下回ったことによるものであります。

同じく児童措置費において児童手当給付事業1,429万5,000円の減額は、給付対象児童数の減によるものであります。

28ページをお開き願います。4款衛生費、保健衛生費において除雪委託料45万円の減額は、入札執行によるものであります。医師研究資金等貸付金1,100万円の減額は、貸付者数が見込み数を下回ったことによるものであります。医師確保PR事業97万3,000円の減額は、事業完了に伴い旅費及び補助金を減額するものであります。助産師看護師修学資金120万円の減額は、貸付者数が見込み数を下回ったことによるものであります。助産師看護師修学基金積立金で60万円と660万円の2本を計上しておりますが、60万円については返還が発生した修学資金を積み立てるものであり、660万円については来年度の貸付実施に伴う不足見込み分を積み立てるものであります。

同じく健康センター運営費においてすこやか健康センター舗装補修工事請負費47万5,000円の減額は、入札執行によるものであります。予防接種委託料460万円、がん検診委託料116万2,000円、任意予防接種扶助費65万円の各減額は、それぞれ実績によるものであります。

同じく環境衛生費において簡易水道事業特別会計繰出金34万6,000円の減額は、繰り出し対象事業の完了等によるものであります。合併処理浄化槽設置事業補助金126万3,000円の減額は、設置見込み件数の減少によるものであります。

30ページをお開き願います。塵芥処理費において光熱水費108万7,000円の減額は、焼尻地区の生ごみ処理施設の閉鎖に伴う不用額であります。し尿処理事業で724万4,000円の減額は、し尿前処理施設の管理運営経費の実績等により各経費を減額するものであります。産業廃棄物埋立処理場適正化事業で225万8,000円の減額は、事業完了等に伴い測量調査等委託料及び土地購入費を減額するものであります。車両購入費66万2,000円の減額は、天売地区ごみ収集車購入に係る入札執行によるものであ

ります。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において機構集積協力金100万円の減額は、実績によるものであります。

同じく畜産業費において特別旅費50万円の減額は、事業実施回数の減によるものであります。地域おこし協力隊事業360万円の減額は、焼尻めん羊牧場に協力隊員1名の配置を予定しておりましたが、応募がなかったことから報酬及び活動費補助金の全額を減額するものであります。

32ページをお開き願います。町有林費において町有林除間伐業務委託料130万7,000円減額は、実施面積の減少によるものであります。

同じく野生動物対策費において天売海鳥保護対策業務委託料162万1,000円の減額は、天売島における野良猫の減少に伴い不妊、去勢施業業務等の未実施によるものであります。

次に、7款商工費、商工振興費において修繕料78万円の減額は、ハートタウンはぼろにおける施設修繕の実績によるものであります。中小企業振興資金利子補給金160万8,000円、商工会補助金139万8,000円、雇用促進助成金120万円、企業従業員住宅建設促進事業補助金400万円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。

同じく観光費においてはぼろ甘エビまつり事業補助金590万円の減額は、当該事業に対し道補助金が採択されたことによるものであります。また、観光誘客推進事業につきましても、国庫補助金が採択されたことから財源更正を行っております。

34ページをお開き願います。8款土木費、地籍調査費において地籍調査委託料774万4,000円の減額は、補助採択額の減少並びに入札執行によるものであります。

同じく道路橋梁費において橋梁補修工事請負費2,545万9,000円の減額につきましても補助採択額の減少並びに入札執行によるものであります。

同じく港湾建設費において国直轄港湾整備事業負担金3,062万5,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

同じく都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金468万5,000円の減額は、繰り出し対処事業費等の減少によるものであります。

同じく住宅建設費において公営住宅建設工事請負費490万4,000円、移転補償費39万円の各減額は、入札執行及び実績によるものであります。

36ページをお開き願います。9款消防費、災害対策費において全国瞬時警報システム整備委託料36万5,000円の減額は、入札執行によるものであります。また、防災資機材購入事業につきましても、道補助金が採択されたことから財源更正を行っております。

次に、10款教育費、小学校費、学校管理費において小学校改修工事請負費200万9,000円の減額は、羽幌小学校グラウンド整備工事の完了によるものであります。

同じく小学校費、教育振興費において準要保護児童給食扶助費90万4,000円、要

保護・準要保護児童学用品就学援助費 19万6,000円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。なお、予算書上は掲載されておりませんが、要保護及び準要保護児童生徒の就学援助費支給要綱を改正し、この春に新入学を予定している児童を養育している就学援助が必要な保護者に対し既定予算にて3月中に学用品費を支給することとしております。

38ページをお開き願います。中学校費、学校管理費において中体連参加補助金合計202万2,000円の減額は、羽幌中学校及び天売中学校の中体連への参加実績によるものであります。

同じく中学校費、教育振興費において準要保護生徒給食費56万7,000円、高度へき地修学旅行援助費7万9,000円の各減額は、それぞれ執行見込みによるものであります。なお、要保護・準要保護児童学用品就学援助費4万6,000円の増額は、小学校費と同様この春に新入学を予定している児童を養育している就学援助が必要な保護者に対し3月中に学用品費を支給することから増額するものであります。

同じく社会教育費において姉妹都市・友好町村交流事業補助金34万5,000円、文化事業開催補助金92万円、講演会開催委託料36万2,000円の各減額は、それぞれ事業完了によるものであります。教育施設整備基金積立金500万円の増額は、教育費寄附金受納額を全額教育施設整備基金へ積み立てるものであります。

同じく公民館費において公民館改修工事請負費50万2,000円の減額は、入札執行によるものであります。

公民館建てかえ事業において特別旅費23万9,000円、自動車借り上げ料14万円の各減額は、事業実施を見送ったことによるものであります。

40ページをお開き願います。体育施設費につきましては武道館建てかえに係る工事費に関して今年度の施工内訳により一部が起債対象外となりましたことから財源更正するものであります。

次の11款災害復旧費、土木施設災害復旧費につきましても二十二線沢河岸補修工事等につきまして起債対象外となりましたことから財源更正するものであります。

次に、13款諸支出金、職員給与費において職員人件費733万7,000円の減額は、決算見込みにより各経費を増減したことによるものであります。

次の42ページ及び43ページにつきましては、給与費明細書の状況、44ページは継続費の変更及び債務負担行為の追加に伴いそれぞれ調書を変更及び追加したものであります。ごらんをいただきまして、説明は省略をさせていただきます。

以上が一般会計の補正内容であります。国民健康保険事業特別会計など各特別会計並びに水道事業会計の補正内容につきましては町長からの提案理由の説明をもちまして説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債ほか一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第9号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について歳入歳出予算、継続費、債務負担行為及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成30年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成30年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成30年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について歳入歳出予算及び地方債一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成30年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出予算一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成30年度羽幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算(第2号)について収益的収入及び支出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷俊幸君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成30年度羽幌町水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号、議案第5号～議案第7号、議案第15～議案第22号

○議長(熊谷俊幸君) 日程第14、議案第3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例、日程第16、議案第6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例、日程第17、議案第7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例、日程第18、議案第15号 平成31年度羽幌町一般会計予算、日程第19、議案第16号 平成31年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第20、議案第17号 平成31年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第21、議案第18号 平成31年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第22、議案第19号 平成31年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第23、議案第20号 平成31年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程第24、議案第21号 平成31年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第25、議案第22号 平成31年度羽幌町水道事業会計予算、以上12件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めるとします。

日程第14、議案第3号 羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

健康支援課長、豊島明彦君。

○健康支援課長(豊島明彦君) ただいま上程されました議案第3号 羽幌町介護保険条

例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提出理由は、平成31年4月1日より介護保険法に定める要介護認定者の介護サービス計画作成等の居宅介護支援を実施するため改正しようとするものであります。

次のページをごらんください。

羽幌町介護保険条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護保険条例（平成12年羽幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正内容を申し上げます。別紙にて配付しております資料、羽幌町介護保険条例新旧対照表をごらん願います。この新旧対照表は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正箇所を下線を引いて表示しております。

第1条の次に第1条の2として新たにこの条例で使用する用語の意義を追加しております。

次に、第2条第2項は羽幌町が行う事業を規定しておりますが、ここに提案理由で申し上げます要介護認定者の居宅介護支援を行うための文言を加え、あわせて引用しております法令等の条項及び字句等を整理しております。

第3条は、第2条で規定する事業を行う事業所の名称等についての規定であり、第3条本文は第2条の改正に合わせ字句を、第1号イは介護予防支援事業を行う事業所から居宅介護支援事業を行う事業所に改めますことから名称を羽幌町指定居宅介護支援事業所に、またイの改正により従前から行っている介護予防支援の事業所を同号のオとして加え、第2号はそれぞれの事業を行う事業所の所在地等についての規定であり、第2条及び第3条第1号の改正に合わせ引用条項等を改めております。

第4条は、サービスの利用について規定しておりますが、新たに第1条の2として本条例で使用する用語の意義を加えておりますことから字句について所要の改正を行っております。なお、規定内容については変更ありません。

第5条は、手数料等についての規定であり、引用する本条例の条項を第2条から第2条第2項に、同条第1項第1号ア及びイについては居宅介護または介護予防サービスを利用した際の費用の算定に係る規定であり、それぞれ字句等を整理するため全部改正しておりますが、規定内容については変更ありません。

第5条第1項第2号は、従前の介護予防支援事業のほかに居宅介護支援事業を加える改正、同号ア及びイはケアプラン作成に係る費用負担についての規定となりますが、それぞれ従前の介護予防サービスのほかに居宅介護サービスに係るものを加えるものであります。

第5条第1項第3号は、介護老人福祉施設利用に係る費用の算定に関する規定であり、さっきの第4条の改正内容でご説明したものと同様に字句について所要の改正を行っております。規定の内容については変更ありません。

第5条第4項は、第5条第2項で規定する費用のサービスを提供する場合は当該サービス提供事業者等が利用者または家族にあらかじめ説明し、利用者の同意を得る旨を規定し

ておりますが、引用する条例第2条を第3条に改めております。

最後に、他の条例等の字句との整合性を図るため第13条をただし書きで引用する条項を第14条を次条に改めております。

ただいまの説明をもちまして、条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 日程第15、議案第5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町雇用促進助成条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容についてご説明いたします。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、現行の雇用促進助成制度に新たに新卒者等の雇用に係る助成を追加し、町内の雇用促進を図るため改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、お配りしております資料、羽幌町雇用促進助成条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表は、左に現行の条例を、右に改正案の条文となっており、改正箇所を下線を引いてございます。

第2条では、この条例における用語の定義を規定しており、それに新たに5号として新卒者を加え、その定義として学校教育法に規定する小学校及び幼稚園を除く学校、専修学校、外国の教育施設を卒業後3年以内の者と規定するものであります。

第4条第2項は、助成金の額を規定しており、現行で新規雇用者が常用パート社員の場合1人につき12万円、正社員の場合1人につき36万円の助成金額を規定しており、それに新規雇用者が新卒者等である場合、常用パート社員で1人につき18万円、正社員で1人につき48万円と現行制度の障害者である場合の助成金額と同額として新たに追加しようとするものであります。

以上がご提案申し上げます条例改正の内容で、ただいまの説明をもちまして条文の朗読は省略させていただきます。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 日程第16、議案第6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第6号 羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水洗化のさらなる普及向上を図るため、補助対象となる期間を1年間延長するため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等補助金条例（平成14年羽幌町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成31年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 日程第17、議案第7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、宮崎寧大君。

○上下水道課長（宮崎寧大君） ただいま上程されました議案第7号 羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成31年3月5日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、水洗化のさらなる普及向上を目指し、無利子貸付期間を1年間延長するため、改正しようとするものでございます。

改正条文を朗読いたします。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例。

羽幌町水洗便所改造等資金貸付条例（平成14年羽幌町条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則、この条例は、平成31年3月31日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 次に、日程第18 議案第15号、日程第19、議案第16号、日程第20、議案第17号、日程第21、議案第18号、日程第22、議案第19号、日程第23、議案第20号、日程第24、議案第21号、日程第25、議案第22号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） ただいま提案となりました平成31年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済状況は、内閣府の月例経済報告によると景気は緩やかに回復しているとされ、先行きについては雇用、所得環境の改善が続く中で各種施策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されると報じる一方、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとし、依然として不

透明な状況にあります。このような情勢の中、国の平成31年度予算につきましては、昨年12月21日に閣議決定された後、本年1月18日にその変更について閣議決定され、1月28日に国会に提出されたところであり、その予算編成に当たり基本的な考えとして、一人一人の人材の質を高める人づくり改革と成長戦略の核となる生産性革命に最優先で取り組むほか、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革等を実現し、全世代型社会保障制度への取り組みを進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくとされております。さらに、地方創生や働き方改革、外国人材の受け入れなどの施策の推進により経済の好循環をより確かなものとし、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現を目指すとされております。

一方、地方財政ベースでの予算規模は8兆9,900億円で、前年度対比2兆6,927億円、3.1%の増加となっており、地方交付税は1兆6,809億円で、前年度対比1,724億円、1.1%の増加、地方交付税の振りかえ措置として臨時財政対策債は3兆2,568億円で、前年度対比7,297億円、18.3%の減少、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は1兆9,377億円で、前年度対比5,573億円、2.8%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税等の一般財源総額は6兆7,072億円となり、前年度対比5,913億円、1.0%の増加となっております。このような国の動向を踏まえ、本町の予算編成に当たりまして、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画を基本とし、地方創生に向けた羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略や公共施設マネジメント計画等に基づき行ったものであります。

まず、歳入であります。主要な財源である地方交付税については、国の動向を的確に把握し見込むこととし、自主財源である町税は、経済状況を考慮しつつ、適正な滞納対策による徴収率の向上を図り、確実な収入を見込むものであります。また、町債の借入れにつきましては、交付税措置のある起債を優先し、事業内容に応じて借入れの判断を慎重に行ったところであります。さらに、基金の繰り入れにつきましては、一般会計では事業目的に応じて特定目的基金を繰り入れるほか、財源不足につきましては財政調整基金等の繰り入れを行っており、特別会計では制度に基づき繰り入れを行っております。

次に、歳出であります。経常費については一定の予算枠を各課に配分し、その範囲内で予算編成する枠配分方式を、臨時費については各課事業予算を要求し、その必要性や緊急性、金額などの査定を経て予算編成を積み上げる方式を継続し、次の方針に基づき予算編成をいたしました。1点目は、徹底した行財政改革であり、初期の目的を達成した事業や必要性が低下した事業については事業全体を検証し、新たな町民ニーズに応える新規事業を実施していくため、廃止や縮小、凍結などを図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することです。2点目は、公共施設マネジメントの推進であり、公共施設の維持管理費について、ライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性や必要性、優先度を見きわめ、適切に予算反映させることで

あります。3点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止による財源確保を図り、その財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。4点目は、町民の声、現場の声の反映、住民ニーズへの対応であり、町民生活で発生する新たな行政需要に対応するため、要望内容の的確な把握に努め、事業実施による効果や必要性を十分精査、検討した上で予算に反映させるものであります。5点目は、予算編成過程の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したのか、事業の選択と優先順位をつけどのように行ったのか、わかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要についてご説明申し上げます。予算の状況ですが、一般会計67億3,100万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は92億8,800万円で、前年度対比2億800万円、2.2%の減少となっております。

次に、一般会計における歳入予算の主な状況であります。地方交付税は29億5,389万4,000円、前年度対比3,216万9,000円、1.1%の減少を見込み、国庫支出金も羽幌小学校改築事業の完了等により4億1,858万8,000円、前年度対比は4,624万6,000円、9.9%の減少を見込んでおります。繰入金は6億6,757万3,000円、前年度対比1億2,780万1,000円、16.1%の減少は、財政調整基金繰り入れの減少によるものであります。

歳出予算の状況につきましては、経常費は総額48億4,736万3,000円、前年度対比3,542万4,000円、0.7%の減少で、臨時費では総額18億8,363万7,000円、前年度対比4,557万6,000円、2.4%の減少となっており、合計では8,100万円、1.2%の減少となったものであります。

次に、平成31年度の主な事業についてご説明申し上げます。地域振興対策では、民間賃貸集合住宅建設への補助やシングルペアレント移住雇用マッチング事業などを継続し、移住定住促進を図ってまいります。また、都市間交流事業として、神奈川県海老名市との交流事業を継続するほか、札幌ベルエポック製菓調理専門学校との包括連携協定や北海道日本ハムファイターズとのパートナー協定によるさまざまな取り組みを行うなど、地域活性化を図ってまいります。医療対策では、医師確保対策事業や助産師看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指してまいります。また、子供の疾病予防として実施しておるおたふく風邪やインフルエンザなどへの任意予防接種費用助成事業を継続するほか、新規事業として聴覚障害による音声、言語発達等への影響を最小限に抑えるため新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業に取り組み、新生児段階での聴覚障害の早期発見、早期療育を図ってまいります。子育て支援対策では、子育て支援センターや離島地区において実施している子育て中の親子の交流事業や育児相談などを継続し、子育てへの不安緩和を図ってまいります。また、将来において町内の保育所等で保育士として勤務しようとする者に対し、資格取得への修学資金を貸し付ける保育士確保対策事業により町

内保育所等における保育士の確保及び充実を目指してまいります。生活環境では、産業廃棄物最終処分場建設工事を継続実施するほか、空き家の改修や解体への助成を行う空き家対策事業を継続し、生活環境の改善を図ってまいります。道路関連では、道路ストック事業の結果を踏まえ、南6条通り舗装修繕工事等を行い、橋梁寿命化事業についても計画に沿って継続して取り組んでまいります。また、河川施設管理では福寿川の護岸整備に向け、測量及び設計業務に着手いたします。環境対策では、環境を守る基本計画である海鳥を取り巻く自然環境の保全と地域産業の活性化を目指したシーバードフレンドリー認証制度の取り組みに対し引き続き補助いたします。次に、産業振興であります。農業振興では、鳥獣被害防止のため電牧柵の追加導入や更新費用へ補助を行い、振興作物の収穫量維持や農業所得の向上を図るほか、農業農村整備事業による用排水施設整備等を行い、生産性の向上と農業経営の安定化を図ってまいります。また、めん羊牧場の管理運営を町直営とし、安定した羊肉供給を図るため出生率向上による増頭を目指すほか、酪農学園大学との連携によるめん羊飼養者育成事業を継続し、将来の綿羊事業の担い手育成を図ってまいります。林業では、町有林整備事業や民有林除間伐奨励事業などを継続し、森林の適正管理を図ってまいります。水産業では、後継者育成を図る新規就業者等育成事業のほか、刺し網被害に対する支援や外国人技能実習生を受け入れている漁業者に対する支援を継続し、漁業振興の充実を図ってまいります。商工業では、6次産業化推進事業や持続化支援事業など各種補助を継続し、中小企業者等の事業活性化を図ってまいります。また、雇用促進助成事業や従業員住宅建設促進事業のほか、新規事業として東京圏からの移住就業者に対して助成する移住就業支援事業に取り組み雇用環境の維持や定住促進を図ってまいります。観光振興ではバラ園公衆トイレの洋式化など観光施設において必要な整備を行うほか、観光事業を推進する観光協会や支部などへの補助を継続し、観光客の増加を図ってまいります。また、いきいき交流センターにおいては設備等の改修を行うほか、送迎バスを更新し、施設利用者の増加を図ってまいります。防災関連では、引き続き防災用資機材の確保を図り、災害対策を充実させてまいります。教育関連では、天売複合化施設建設に向けた基本設計に着手するほか、羽幌高等学校の魅力ある学校づくりへの支援として、通学定期券購入や入学準備費への補助を継続し、羽幌高等学校教育振興会補助事業の充実を図ってまいります。また、継続事業である武道館建てかえ事業のほか、スポーツ公園施設管理事業として排水設備の改修を行うなど、社会教育施設の充実を図ってまいります。このほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただき、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計であります。予算総額は9億700万円で、前年度対比1億6,000万円、15%の減少となっております。これは、一般被保険者療養給付費負担金の減少が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億3,200万円で、前年度対比200万円、1.5%の増加となっております。これは、後期高齢者医

療広域連合納付金の増加が主な要因であります。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は10億4,200万円で、前年度対比で4,800万円、4.8%の増加となっております。これは、保険事業勘定では介護保険サービス等給付費の増加が、介護サービス事業勘定ではデイサービスセンター改修工事費の増加が主な要因であります。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4億2,100万円で、前年度対比1,800万円、4.1%の減少となっております。これは、地方債に係る元利償還金の減少が主な要因であります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は3,900万円で、前年度対比100万円、2.6%の増加となっております。これは、天売簡易水道における設備改修工事の増加が主な要因であります。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は1,600万円で、前年度同額となっております。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,352戸、年間総給水量は90万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,018万8,000円など、水道事業収益総額2億3,598万2,000円に対し、支出では運転管理委託料など原水及び浄水費に6,635万3,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に5,162万円、人件費など内部管理経費を計上する総係費に3,451万2,000円、減価償却費に5,844万6,000円、企業債利息に1,387万9,000円など、水道事業費用総額は2億3,281万2,000円を予定し、収支差し引き317万円の黒字となる見込みであります。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に5,161万4,000円、企業債償還金に5,566万2,000円で総額1億727万6,000円となりますことから、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保金より補填しようとするものであります。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点を持って企業運営に一層の経営努力をいたす所存であります。

以上が平成31年度一般会計及び特別会計予算並びに水道事業会計予算の概要であります。今後の行財政運営につきましても我が町の最上位計画であります羽幌町総合振興計画を基本としつつ、羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略による地域活性化対策を推進し、今後の公共施設の基本的な方針を示した公共施設マネジメント計画により、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理に努め、本町の身の丈に合った財政運営を確立させ、将来を見据えた健全財政を堅持していくことが重要であると考えておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成31年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（熊谷俊幸君） 以上で予算関連議案並びに予算議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（熊谷俊幸君） 日程第26、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成31年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○議長（熊谷俊幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

羽幌町各会計予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に7番、平山美知子君、副委員長に8番、磯野直君を決定いたしましたので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長（熊谷俊幸君） お諮りいたします。

羽幌町各会計予算特別委員会の予算審査のため、これから3月8日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（熊谷俊幸君） 異議なしと認めます。

したがって、これから3月8日の羽幌町各会計予算特別委員会閉会まで休会することに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても羽幌町各会計予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長（熊谷俊幸君） 以上で本日の議事日程を全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午前11時57分）